

よくある質問（Q & A）

【制度について】

Q1 性的少数者とは、どういう人のことですか。

A 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる方をいいます。

多様な性について

○LGBTとは、下記の頭文字を取って組み合わせたものです。

- ・Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・Gay（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・Bisexual（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・Transgender（トランスジェンダー）：身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人

○LGBT以外にも、様々なセクシュアリティの人がいます。

- ・Questioning（クエスチョニング）：自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人
- ・Asexual（アセクシュアル）：男性・女性のどちらに対しても、恋愛感情などを抱かない人
- ・Xgender（エックスジェンダー）：心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人

Q2 パートナーシップとは、どういう関係のことですか。

A お互いの人生において、相互に協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人の関係をいいます。性的少数者の方に限らず、事実婚のカップルの方も対象となります。

Q3 宣誓できるのは、同性のパートナーだけですか。

A 同性のパートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず、制度の対象となり、宣誓できます。

Q4 岐阜県パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度（法律婚）はどう違いますか。

A 婚姻は、民法に定める法律行為であり、相続権、税法上の控除や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、本制度は、県の内部規程である要綱に基づき、婚姻制度とは別のものとして実施する制度です。婚姻のように、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、宣誓・届出により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

本制度は、人生のパートナーとともに歩むお二人の人生が岐阜県での生活の中で尊重され、自分らしく暮らしていただくことを応援するものです。

Q5 同居していなくても、宣誓できますか。

A 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係である必要があります。

Q6 事実婚を対象に含めているのは、なぜですか。

A 様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの気持ちを尊重し、カップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消されるよう、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指し、SDGsの「誰一人取り残されない」という理念のもと、宣誓を希望する二人の戸籍上の性別、性的指向、性自認を問わず、事実婚の異性カップルも対象としています。

Q7 宣誓書受領証に子の氏名等を記載できるようにしたのは、なぜですか。

A 親権を持たない同性カップル等が保護者として子育てをする場合、園への送迎や緊急医療等の際に、子との関係において日常的に不都合な場面が想定されることから、宣誓書受領証に子の氏名等の記載があることにより、同一生計を営む家族としての関係性を説明しやすくなることが期待されるため、希望に応じて記載できるようにしたものです。

Q8 外国籍の人は宣誓できますか。

A 外国籍の方も宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。
なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 同性婚が合法化されている国・地域において、本県のパートナーシップ宣誓制度にかかる相手方と婚姻されている方は、当該国・地域の婚姻届にあたる書類を提出することで、本県の制度で宣誓できます。

Q10 養子縁組をしても、宣誓できますか。

A 「おじ・おば」「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は宣誓できません。

ただし、パートナーシップの関係に基づき養子縁組をしている、又はしていたカップルの場合、法的には近親者となりますが、宣誓することができます。事前にご相談ください。

Q11 通称名を使用できますか。

A 知事が理由(性別に違和感がある等)があると認める場合、通称名で宣誓することができます。その場合、交付する宣誓書受領証の表面に通称名を記載できます。ただし、本人確認のために、宣誓書受領証の裏面には戸籍上の氏名を記載させていただきます。

Q12 既に同じパートナーと他の自治体のパートナーシップ制度を利用していますが、岐阜県でも宣誓することができますか。

A 宣誓の要件を満たしていれば、岐阜県での宣誓も可能です。

【手続き等について】

Q13 宣誓書受領証の交付に費用はかかりますか。

A 宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際にご提出いただく必要書類(住民票等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q14 宣誓書受領証は、いつ交付されるのですか。

A 宣誓要件を満たし、提出された書類等に不備がなく、宣誓が適正と認められる場合は即日交付します。(内容確認、手続きに1時間程度を要します。)

また、2人とも県外在住で、3カ月以内に県内への転入を予定している場合は、転入後の住民票の写しを提出いただいた後に交付します。

オンラインによる宣誓を行った場合は、郵送に要する日数がかかります。

Q15 宣誓書受領証に有効期限はありますか。

A 有効期限はありません。

Q16 郵送やメールで宣誓できますか。

A 郵送やメールによる宣誓はできません。ただし、オンラインによる宣誓の場合で、宣誓書に自署された後、他の必要書類とあわせて郵送いただくことは可能です。

※必要な書類を郵送する場合、簡易書留等配達記録が残る方法にしてください。

Q17 プライバシーは守られますか。

A 宣誓者のプライバシー保護の観点から、個室を用意し、そこで宣誓を行います。また、県職員には守秘義務があり、提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づいて、適切に管理・保管いたします。

Q18 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A 代理人による宣誓はできません。必ず宣誓される2人で行ってください。

Q19 なりすましや偽造など、悪用されませんか。

A 宣誓手続きの際に、住民票やマイナンバーカード等の本人確認書類等の提出を求め、確認することで、なりすましなどの虚偽の届出を防止します。

なお、届出内容の虚偽や証明書の改ざんが判明した場合には、宣誓書受領証を無効とし、宣誓書受領証を返還していただきます。

Q20 宣誓書受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。2人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を証するものです。

Q21 宣誓書受領証は、どのように利用するのですか。

A 宣誓書受領証の提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚と同等のサービスが受けられる場合があります。県のホームページで状況を随時お知らせしますので、定期的にご確認ください。なお、利用する際は、事前に関係行政機関やサービス提供事業者にご確認ください。